

市の事業について、詳しくは各課へお問い合わせいただくか、下記ページをご覧ください。

▶公式ホームページ <https://www.city.akita.lg.jp>

▶公式ツイッター <https://twitter.com/akitacity>

▶秋田市役所Facebookページ <https://www.facebook.com/city.akita>



市役所からのお知らせ

●文中「SC」はサービスセンターの略

8月は オールあきた 水切り月間！

環境都市推進課 ☎(888)5708

夏は果物など、水分が多い生ごみが増える季節。そこで、市では8月をみんなで生ごみ減量にいつも以上に取り組む「オールあきた水切り月間」としています。

「1口から誰でも簡単に」できることを実践して、みんなでごみ減量に取り組みましょう！

◆生ごみは キュッと水切り！



水分が減るとこんな効果があります。

- ▼ごみの臭いが軽減します
- ▼ごみ出しの時、袋が軽くなります
- ▼ごみ処理に必要な燃料も少なくて済みます

◆自分に合った方法や アイデアを試してみよう！

▼野菜は食べない部分を切つてか

■点検を実施するサイレンの場所



定期点検のため津波警報 サイレンを鳴らしています

市の沿岸部にある10か所の津波警報サイレン(図参照)は、定期保守点検のため2か月に1回、サイレンを鳴らしています。災害ではありませんのでお間違えのないようお願いいたします。

点検は、偶数月の1週目に2日間にわたり行い、点検であることのアナウンスとサイレンが鳴ります。1か所ずつ順次点検を行っていますので、付近にお住まいのみなさまにはご迷惑をおかけしますが、ご理解の程お願いします。防災安全対策課 ☎(888)5434

直近の点検日程▶8月1日(水)と2日(木)の午前10時～午後5時の間

ら洗うと、余計な水分がごみに入りません

果物の皮・野菜くず・お茶がらなどは、一晩置いて乾かすのも効果的です

災害廃棄物処理計画 策定への意見を募集

地震や水害などの大規模災害によって大量に発生した災害廃棄物などを円滑に処理するため、災害廃棄物処理計画の素案を作成しました。

この素案に対するご意見を募集します。募集期限は7月31日(火)(必着)。なお、いただいたご意見

は個人情報を除き、原則、市ホームページで公開します。

資料閲覧場所▶市役所1階の市民の座、環境都市推進課(市役所3階。市ホームページでも)、各市民SC(中央を除く)、駅東SC

■広報ID番号 1016037

意見の提出方法▶資料閲覧場所にある記入用紙に必要事項を記入の上、提出箱に投函してください。郵送、FAX、Eメールでも可。TEL 010-8560

秋田市役所環境都市推進課 FAX(888)5707

Eメール ro-ecwp@city.akita.akita.jp

●問い合わせ 環境都市推進課

☎(888)5706

各種手当の受給者は 所得状況届の提出を

特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置分)を受けているかたは、所得状況届を提出してください。詳しくは、7月末に郵送する通知をご確認ください。

申請期間▶8月13日(月)から16日(木)までの午前9時～午後5時

申請場所▶市役所1階市民ホール

●問い合わせ 障がい福祉課

☎(888)5663 FAX(888)5664

■70歳未満のかたの自己負担限度額(月ごと)

世帯区分	基礎控除後の総所得金額	高額療養費該当回数(3回目まで)	多数該当(4回目以降)	適用区分
上位所得者	901万円超	252,600円+(総医療費-842,000円)×0.01	140,100円	ア
	600万円超 901万円以下	167,400円+(総医療費-558,000円)×0.01	93,000円	イ
一般	210万円超 600万円以下	80,100円+(総医療費-267,000円)×0.01	44,400円	ウ
	210万円以下 住民税非課税世帯を除く	57,600円	44,400円	エ
住民税非課税世帯		35,400円	24,600円	オ

*過去12か月以内に3回以上、上限額に達した場合は、4回目から「多数該当」となり、自己負担限度額が下がります。

新しい国保高齢受給者証をお送りします

国民健康保険に加入している70歳から74歳のかたで、市が交付している「国民健康保険高齢受給者証」をすでにお持ちのかたへ、8月1日(水)から有効となる受給者証を7月26日(木)にお送りします。

なお、平成29年中の所得により改めて判定しているため、受給者証の自己負担割合が今までと違う場合があります。

■限度額適用認定証などの更新

病院や薬局などで提示すると、自己負担限度額までの支払いとな

る「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は7月31日(火)です。8月から有効になる新しい認定証は、次のとおり手続きしてください。

【70歳未満のかたの更新手続き】

国保の被保険者証、手続きをすかたの身元確認書類(運転免許証など)、世帯主および対象者のマイナンバー確認書類(通知カードなど)をお持ちになり、次の申請場所へお越しください。受付開始は8月1日(水)から。

申請場所(平日) 国保年金課(市役所1階)、各市民S.C(中央・東部を除く)、駅東S.C、岩見三内・大正寺の各連絡所

【70歳〜74歳のかたの更新手続き】

対象になるかた(自己負担割合3割の「現役並みⅠ」、現役並みⅡ)の世帯ならびに市民税非課税世帯へ6月下旬に申請書をお送りしました。記載された期限までに申請書を提出したかたへ、7月26日(木)に認定証をお送りします。

◆平成30年8月診療分から70歳以上のかたの自己負担限度額が変わります

詳しくは広報あきた6月15日号15ページをご覧ください。か、お問い合わせください。

◆70歳未満のかたの自己負担限度額に変わりはありません

●問い合わせ 国保年金課

☎(8888)5630

7月23日〜29日は「肝臓週間」です

B型・C型肝炎ウイルスは、国民の100人に1人が感染していると推計されている国内最大級の感染症です。しかし、感染してもほとんど症状がないため、気づかないことがあります。一生に一度は肝炎ウイルス検査を受けて、早期発見・早期治療に努めましょう。

■無料の肝炎ウイルス検査を実施します

今まで肝炎ウイルス検査を受けたことがないかたを対象に、無料の検査(採血)を実施しています。市保健所(八橋)、または市内の受託医療機関(100か所)で受けることができます。申し込みは健康管理課へ。☎(883)1180

【市保健所での検査】

8月8日(水)、9月12日(水)、10月10日(水)に実施します。いずれも午後2時〜3時(検査は15分程度)。結果は約2週間後に郵送でお知らせします。定員各10人。

【医療機関での検査】

申込者へ受診券を郵送しますので、受託医療機関へお持ちください。受診可能な日時は医療機関により異なります。結果は医師が説明しますので、再度受診してご確認ください。

県産材を使った新築住宅などにポイント進呈

地域の林業・木材産業の活性化を図るため、県産材を使用した住宅の建築やペレットストーブなどの購入で、最大35万円相当のポイントがもらえる「ウッドファーストあきた木材利用ポイント事業」を行っています。

交付されたポイントは県産品などと交換することができます。詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ 県林業木材産業課

☎(860)1915

年金を増やしませんか



国民年金基金は、老齢基礎年金の上積み年金として給付を行う公的な年金制度です。

年金額をご自分で設計して増減することも可能で、掛け金は全額「社会保険料控除」の対象となり、受け取る年金にも「公的年金等控除」があるなど、税制面でも優遇されています。

また、基本型は65歳から受給開始ですが、2回目以降に60歳から受給できるタイプもあります。

●問い合わせ 秋田県国民年金基金

☎0120-65-4192